

5 「ペイオフ解禁後の地方公共団体の公金預金の保護について」及び「地方公共団体の首長の多選制限等について」の要望等

－地方三団体－

10月15日、全国知事会・全国市長会・全国町村会の地方三団体は、ペイオフ解禁後の地方公共団体の公金預金の保護について緊急の要望を行った。要請先は、内閣官房長官、大蔵大臣、金融再生委員会委員長、金融監督庁長官、自治大臣及び与党三党の幹事長等である。

また、同日、本会をはじめとする同三団体は、地方公共団体の首長の多選制限等について、意見書を提出した。意見書の提出先は、内閣官房長官、自治大臣及び与党三党の幹事長等である。

「ペイオフ解禁後の地方公共団体の公金預金の保護について」及び「地方公共団体の首長の多選制限等について」の要望書等は別紙のとおりである。

別紙

ペイオフ解禁後の地方公共団体の 公金預金の保護について

平成13年4月からペイオフ解禁が予定どおり行われますと、地方公共団体の公金預金は、特段の保護措置がない状態となります。

地方公共団体の公金預金は、住民生活の安定向上など地方公共団体の行政執行のために多数の住民からお預かりしている共有財産ともいえるものであります。

また、殆どの地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかる預託等、地方公共団体としての使命遂行の一環として、預入先を選択することが必要であり、安全確実という基準だけで預入先を選択することが困難な事情があります。

仮に、預入先の金融機関の破綻のおそれを感じても、地方公共団体が預金を移動させることにより、決定的破綻の引金となることは耐えられないことでもありますし、情報公開を旨とする地方公共団体では秘密裡に行うことは不可能であります。また、預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に、財政基盤が脆弱な地方公共団体にとっては直ちに財政破綻につながる等、地方公共団体として行政執行に支障を生じ、住民生活に大きな影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として住民にとっての大きな損失となります。

つきましては、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を進めていただくとともに、地方公共団体の置かれている現状について十分にご理解いただき、ペイオフ解禁後の公金預金の保護について、必要な措置を講じていただきますよう要望いたします。

平成11年10月15日

全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会

地方公共団体の首長の多選制限等について

与党三党派は、連立政権の発足に当たり、都道府県・政令市等の首長の多選の制限及びこれらの者の他の公職への立候補制限について合意している。

このことは民主主義の基本理念と地方自治の本旨に深くかかわる事柄であり、憲法との関係をはじめとして、検討すべき多くの課題がある。

また、首長の日常の行政執行に対する認識についても問題があるといわざるを得ない。

この問題については、以上のような点を踏まえ、地域の主権者である住民の意向を尊重することを基本として、十分慎重に論議すべきである。

平成 11 年 10 月 15 日

全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会